

犬山市集積業種

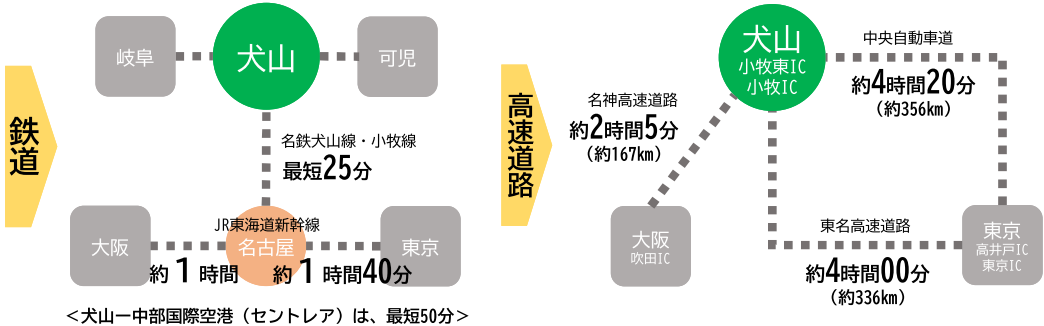
- 業=産業名、数字○○業=日本標準産業分類上の業種名
- 輸送機械関連産業
 - 11 繊維工業
 - 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く）
 - 18 プラスチック製品製造業／19 ゴム製品製造業／21 窯業・土石製品製造業／22 鉄鋼業／23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業／25 はん用機械器具製造業／26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く）
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業、2973 医療用計測器製造業を除く）
 - 30 情報通信機械器具製造業／31 輸送用機械器具製造業／3231 時計・同部分品製造業繊維関連産業
- 11 繊維工業／25 はん用機械器具製造業／26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く）
- 機械・金属関連産業
 - 11 繊維工業
 - 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く）
 - 18 プラスチック製品製造業／19 ゴム製品製造業／22 鉄鋼業／23 非鉄金属製造業／24 金属製品製造業
 - 25 はん用機械器具製造業／26 生産用機械器具製造業／27 業務用機械器具製造業
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業／29 電気機械器具製造業／30 情報通信機械器具製造業
 - 3231 時計・同部分品製造業
- 健康長寿関連産業
 - 9 食品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）
 - 11 繊維工業／12 木材・木製品製造業／13 家具・装備品製造業／14 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く）
 - 18 プラスチック製品製造業／19 ゴム製品製造業／21 窯業・土石製品製造業／23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業／27 業務用機械器具製造業／28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業／30 情報通信機械器具製造業／31 輸送用機械器具製造業
 - 3231 時計・同部分品製造業／3297 眼鏡製造業
- 新エネルギー関連産業
 - 11 繊維工業
 - 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く）
 - 21 窯業・土石製品製造業／22 鉄鋼業／24 金属製品製造業／25 はん用機械器具製造業
 - 26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く）
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業（2961X 線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業、2973 医療用計測器製造業を除く）
 - 30 情報通信機械器具製造業／31 輸送用機械器具製造業／3231 時計・同部分品製造業
- 農工商連携関連産業
 - 9 食品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）
 - 11 繊維工業／12 木材・木製品製造業／13 家具・装備品製造業／16 化学工業／18 プラスチック製品製造業
 - 24 金属製品製造業／25 はん用機械器具製造業／26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く）
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業（2961X 線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業、2973 医療用計測器製造業を除く）
 - 30 情報通信機械器具製造業／3231 時計・同部分品製造業／3297 眼鏡製造業
- 食品関連産業
 - 9 食品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）
 - 11 繊維工業／12 木材・木製品製造業／14 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く）
 - 18 プラスチック製品製造業／19 ゴム製品製造業／21 窯業・土石製品製造業／23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業／27 業務用機械器具製造業
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業／29 電気機械器具製造業／30 情報通信機械器具製造業
 - 31 輸送用機械器具製造業
- プラスチック関連産業
 - 1635 プラスチック製造業／18 プラスチック製品製造業／25 はん用機械器具製造業／26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く）

愛知県犬山市 企業立地ガイド

（都市計画法第34条第12号に基づく開発許可）

犬山市は、名鉄犬山線、小牧線、広見線が交わる犬山駅を中心とした鉄道網と、隣接する小牧市には東名高速道路、名神高速道路、中央自動車道につながるインターチェンジを有していることから、広域的な交通ネットワークが形成されており、事業拠点を立地するには最適な場所です。

また、国道41号五郎丸交差点（犬山市内）までの6車線化が令和5年度中に完了する見込みであり、小牧・名古屋方面との流通の円滑化が期待されます。



産業集積誘導エリアの概要

犬山市では、市街化調整区域として建築物の建築が制限されている地域において、地域振興のための工場や研究所の立地を緩和する条例（都市計画法第34条第12号の規定に基づく開発許可基準）が制定されています。

条例には、「市長が指定した区域で行うこと」や「市長が別に定める産業（犬山市集積業種）に属すること」などが規定されています。

この条例に定める区域指定が可能な「産業集積誘導エリア」をご案内します。


区域指定等について

- 区域指定は、**地権者等からの申出**により市長が指定します。
- 区域指定には、**犬山市都市計画マスタープランの土地利用方針**において“新たな産業用地の形成”を図る「**産業集積誘導エリア**」としての**位置づけが必要**です。
- また、**地権者等全員の同意**が必要です。



周辺環境に調和した新たな産業用地の形成

含めない土地の区域
 ・農用地として保全すべき区域
 ・保安林の区域 など
 （ただし、開発許可時において当該地区の除外等が確実に行われるものは、この限りでない。）

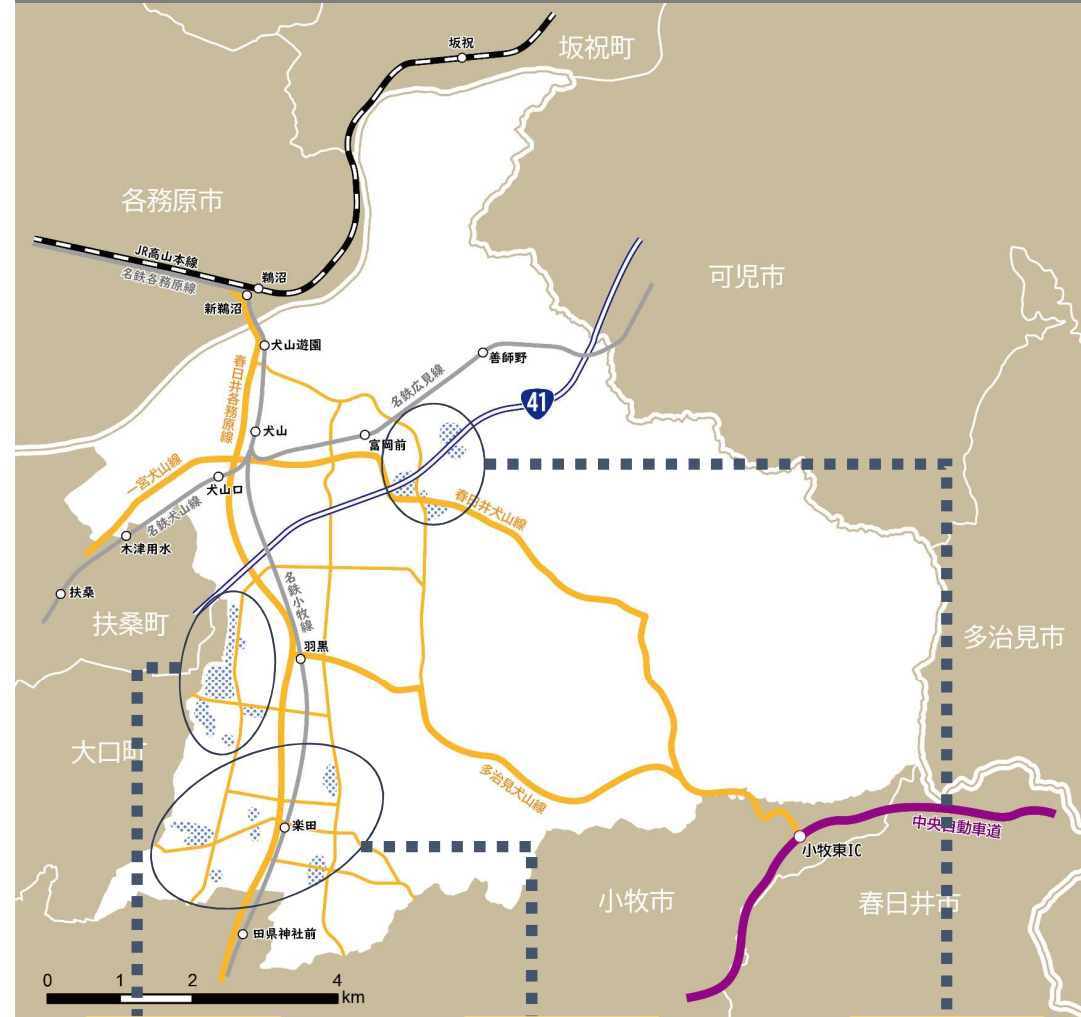
 青色斜線の区域＝産業集積誘導エリア

集積業種について

- 工場・研究所の建築には、**犬山市集積業種への該当性を判定した後、都市計画法第34条第12号に基づく許可が必要**です。なお、自己の業務用（申請者が所有し、使用するもの）が対象です。
- 犬山市集積業種に該当する産業は次のとおりです。
 輸送機械関連産業、繊維関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、新エネルギー関連産業、農商工連携関連産業、食品関連産業、プラスチック関連産業
 ※対象業種の詳細は、裏面をご覧ください。

※上記以外の留意事項もあるため、立地計画についてあらかじめ都市計画課（市役所本庁舎2階：建築指導担当）にご相談ください。その際は、予定区域や土地利用計画、業種等の事業概要がわかる資料をご用意ください。

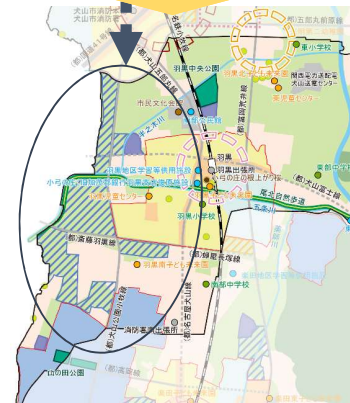
産業集積誘導エリアの位置



羽黒地域

楽田地域

城東地域



原図：犬山市都市計画マスタープラン P.119



原図：犬山市都市計画マスタープラン P.134



原図：犬山市都市計画マスタープラン P.105